

個人情報保護法等の判例解釈と教育的課題 —最高裁判決の意味と生涯学習への影響—

市川 昌
(江戸川大学)

〔要旨〕

個人情報保護法は平成15年法律第57条として高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が、政治・経済・社会のみならず教育文化の分野でも拡大しているなかで、憲法による基本的人権の保障という精神に基づき適正な取り扱いが要請されるため、国および地方自治体、事業者などの責務を定め、個人の権利利益を保護する目的で施行された。施行されて以来5年間を経過するが、生涯学習などの教育現場を管理指導する地方自治体および教育関連の事業体における組織および担当職員などが、法律の趣旨を理解し、業務が円滑に実施されていると言い難い。要因は法律解釈の難しさにある。この論考は個人情報保護法をどう法的に解釈するのか最高裁判決における判例を検討し、個人情報の漏えい・流失事故などの判例に基づく事例研究を行い、個人情報を取りあつかう生涯学習の教育現場などで参考となる最高裁判決の動向とその対応について考察したい。

1、はじめに—個人情報保護法の二つの理念と法律解釈の多義性

(1) 問題の所在—一法の目的と構造の両極性

個人情報保護法は正式には「個人情報の保護に関する法律」といい、平成15年5月30日に制定され、平成15年7月16日に一部改正された個人情報の保護とプライバシーなどを守る基本的人権に関する法律である。第1章 総則の第1条において「国および地方自治体の責務等を明らかにすることともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、IT情報社会の到来を意識して個人情報の社会的有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」とある。施行以来5年を経ても地方自治体や教育・福祉などの現場で多くの課題が累積しているのは、法の目的が、情報の社会的有用性を活用するとともに、個人の権利とプライバシーを保護するという二つの理念に両極化していることから、現実的運用のなかで発生する乖離である。企業社会と違い教育活動においては、教育指導の多様性を認めつつ、管理運営を厳正化したいという目的から、同法の趣旨・条文解釈の多義性を克服し、どう対応するかが重要な課題となる。特に個人情報保護法の理念が憲法で保証された基本的人権の擁護にあるという自覚と、法的コンプライアンスの対応が関係者の意識改革に求められるという難しさにある。

(2) 研究方法—法令解釈の基盤としての最高裁判決の分析

教育機関等を指導管理する国、地方公共団体、関連事業者の情報セキュリティ関

連における問題で最も多いのが、個人情報保護法関連の個人情報の目的外利用条項の解釈の甘さと情報漏えいへの対応である。個人情報保護を専門的に対応する独立行政法人国民生活センターの「個人情報流失事故に関する事業者 2005 年度調査流失事故の発生状況」によるものと届け出のあったケースのうち「従業員の不注意による流失・紛失」によるもの 16 件、「従業員による外部持ち出し」12 件、「盗難による流失」7 件、「システム上の問題による紛失」6 件である。

同センターへの主な相談件数では、個人情報流失確認 51%、流失事故の概要調査 27%、違法メール、架空請求などの被害 18%、自分のデータ削除請求 18%、第三者流失 7%などである。機械系の事故よりも、人間系の過失またはミス、盗難などの事故が極めて大きい。外部からの不正アクセス、ワーム、ウイルスなどによるシステム上の機械系による漏えい流失の比率はそれほど高くはない。Winnnyなどのソフト不正使用による漏えい事故は、人間系の「不注意操作」要因が多く、個人情報保護法に伴う関係者および教職員などスタッフの教育、研修等によるセキュリティ意識の改革の必要性が課題となっている。¹⁾

私立大学情報協会では、3 年前から情報セキュリティ研究講習会を協会会員である私立大学の情報教育関連教職員対象に実施した。筆者は企画委員のひとりとして情報資産である大学等の教育機関における知的財産の保護、さらに個人情報保護に関連する教職員の教育研修に努めてきた。その過程で個人情報保護法の運用については、教育現場において法的コンプライアンスの基礎である法律の運用と解釈についての理解が不足し、運営管理にあたっては情報管理者を含めてスタッフがまったく無知で必要な防衛処置が全くとられてないか、過剰防衛となり個人情報秘匿に専念するあまり教職員の教育研究に齟齬をきたしていることが理解された。²⁾

この状況は生涯学習の現場である公民館、図書館、生涯学習センター、コミュニティセンターにおいても同様の状況である。平成 19 年度の東京家政大学を会場に行われた再チャレンジ学習支援講座において情報セキュリティの法的基盤についての指導の経験から、多くの地域の生涯学習リーダーの法的知識が不足し、教育機関による大きな係争事件が少ない現段階で、事前に適切な指針およびガイドラインを検討する必要性を感じた。講習会および研修会などで個人情報保護法などでは法令解釈についての質疑が多いが、指導者に適切な法令の解釈および法令の規定範囲を決める判断材料に欠けている。法令解釈の指針としては最高裁などの司法判断である判例および係争となった事例研究などが重要な手掛かりとなる。最近最高裁による個人情報保護法に関連する重要な司法判断が 3 件出されている。個人情報保護法については施行後 5 年であり、裁判まで至らず示談などで解決される場合があり、本論の主題である生涯学習機関による最高裁への上告、訴訟の直接事例がまだ少なく、教育機関の対応に直接資する判例が難しい状況にある。本論では少数事例であっても最高裁が現段階で公表した個人情報保護法関連の判例をもとに、当該事件の経過と裁判の概要、今後の生涯学習への影響について考察してみたい。

2、最高裁判例としての早稲田大学講演会参加者名簿の目的外提供

(1) 事件の経過

この判例は生涯学習の現場において著名人を招いての講演会や研修会を実施することが多いので、著名な海外政治家の講演会という特殊性は認められるが、判例研究として最も大きな判断材料とされる最高裁判決による個人情報保護法の適用範囲の解釈を示した事例として注目される。平成10年7月早稲田大学は中華人民共和国大使館から江沢民主席が同年秋来日する際、大学を訪問したいとの連絡を受け、同氏の講演会を学内で実施することを計画、外務省、警視庁、大使館と打ち合わせて11月28日に開催を予定、学生の聴講参加を募った。参加希望者は同年11月18日から24日まで学部事務室に据えられた名簿に氏名、学籍番号、住所、電話番号を記入した。この名簿に従い参加者は、参加証等が交付された。その後警視庁から同大学警備のため、講演会参加者の名簿を提出するように要請された。³⁾

この要請を受けて早稲田大学はこの要請にこたえて総務部管理課が、学内の学生部経由で名簿の写しを、大学教職員、中国等の留学生、関係者の名簿とともに警視庁戸塚署に提供した。提供にあたり聴講参加者及び学内外の関係者への名簿提供についての個人許諾を得なかった。当日会場内で参加者の一部が騒ぎ、騒擾者について警察等の氏名特定による通報で大学から譴責処分された。学生らはプライバシーの大学による外部への目的外提供(個人情報保護法第16条の個人情報取扱い事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。第23条による第三者提供の条件のうち人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに限り除外される条項の拡大解釈)は、憲法によって保証された学問及び思想の自由の侵害であるとして東京地方裁判所に損害賠償を控訴した。東京地裁の第1審では平成13年4月に学生敗訴となった。しかし東京高等裁判所の第2審では被告である大学当局の個人情報保護法による目的外利用は、プライバシーの侵害であるとし、1人につき慰謝料1万円の支払いを大学当局に命じた。さらに学生らは名誉棄損を最高裁に上告、大学側も判決不服で上告受理された。

(2) 最高裁の判例と差し戻し審の認定についての考察

平成15年9月12日の最高裁判所の判例は以下の通りである。「本件の個人情報は大学が学生らの参加のため情報提供を求めたものであり、学籍番号、氏名、住所、電話番号などは大学が個人識別を行うための単純な情報であり、その限りにおいては社会的に秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また本件講演会に申し込んだ学生であることも同様である。しかしこのような個人情報であっても、本人が自己の欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの学生らの期待は保護されるべきものであるから本件の個人情報は、上告人らへのプライバシーに係わる情報として保護の対象となるというべきである。」(中略)「同大学が本件参加者の名簿に従い開示についての承諾を求めることが可能であり、上告人らの許諾なしに無断で個人情報を開示した行為は、上告人らが任意で提供したプライバシーに係わる情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」⁴⁾

この最高裁の判断の特徴は大学が、講演会の社会的に予知される政治問題などを回避すべく公的機関である警視庁の要請に応えたという特殊性があるにもかかわらず、基本的なこの法律の基本である個人情報保護のプライバシー保護の精神を司法判断基準として優先し、秘匿したいと本人が考える情報の開示には、個人許諾を優先とするという民主的国家としての自由権、生存権の擁護という法的見解の優先度を示したことにある。この最高裁判決を受けて差し戻し審を求められた東京高等裁判所は、平成 16 年 3 月 23 日に差し戻し審議を行い以下のような判決を行った。「本件個人情報の開示が不法行為を構成するのは、早稲田大学が本件個人情報の開示についてあらかじめ控訴人らの承諾を求めることが困難であった特別の事情がないのに、控訴人らの同意を得ることなく開示したからであって、本件個人情報の開示自体は講演会の警備などの正当な理由がある。この件についての大学側の違法性が肯定されるならば、控訴人らの被った精神的損害のほとんどは回復されるものと考えられる。(中略) 控訴人らの精神的損害を回復させるには慰謝料は 5000 円とすることが適応である。」と、当初の慰謝料 1 人 1 万円を半分で減額し、大学および警視庁の警備上の必要性を斟酌している判断を示した。これは個人情報保護法の第 16 条の違法を認めつつも、第 23 項の 2 にある「人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合で、本人の同意を得るのが困難であるとき」の特例条項にあたるとして、司法判断の基礎に同意の困難性をどう判断すべきか意識しているものと解釈される。

(3) 最高裁判例から考察される生涯学習機関への示唆

平成 17 年 4 月関西で JR 宝塚線脱線事故により死傷者が多数出た際に、学校関係者や学生などの父母や報道機関から JR や病院への名簿問い合わせが激しく、このとき個人情報保護法による情報開示の判断が、病院、教育機関および地方自治体、警察など公的機関において、判断基準に差異が激しかったため緊急体制における情報開示がどのような手続きでおこなわれるべきか問題となった。生涯学習指導者研修で個人情報保護法の解釈について講義していた際に、生涯学習では著名人の講演会、イベントの実施、校外でのキャンプや運動クラブなどの活動や学習プログラムによる外部研修で旅行レクリエーションなどに出ているとき事故、急病、予定変更などが予想され、緊急連絡のための個人情報開示の手続きが関係者の質疑応答の主題となるが多かった。最高裁判決に対応する示唆のひとつとして、教育旅行、教育施設外の活動の際の対応は、事前の緊急時対応として個人情報開示について、関係する本人および家族の一括同意許諾を得ておくため一括承認書の記入を済ませておくことが重要と考察される。派遣教職員には緊急時対応について、責任者などの緊急連絡先、命令許諾の指示系統を明確にしておく必要がある。個人情報保護法は、個人情報の流失漏えい事故などにおける速やかな指導監督機関への連絡体制の整備を義務づけているため、判断の遅れから取り返しのつかない状況におちることを戒めている。法的基盤としての法的コンプライアンス（法的順守）についての重要な司法の判断基準として、この早稲田事件の最高裁判例が残した事前許諾の重要性など影響は大きい。

3、地方自治体の業務外部委託業務者による個人情報漏えい

(1) 事件の経過

生涯学習機関において外部業者に業務委託を行うことが多い。このとき大規模な個人情報流失し、住民訴訟が行われ地方自治体の外部業者への管理責任が問われた事件がある。平成13年京都府宇治市は、児童健康診断用にシステム構築を行い市民の個人情報である氏名、住所、性別、生年月日、宇治市への転入日、世帯主との続柄などの生活に関わる基本情報の打ち込みを下請け業者に発注した。下請け業者はさらに孫請け業者に委託し、アルバイト学生などを使い実施した。この孫請け業者で働いていた臨時雇いのアルバイト学生などが市役所の住民基本情報の光磁気データをコピーして持ち出し、当該名簿を25万8千円で名簿業者に売買し発覚したという事件である。この名簿業者はこの名簿をもとに、同データから男女別の結婚適令期とされる対象者、一人暮らし生活者、家族関係などの対象者別名簿をつくり婚礼品や通信販売業者などのセールスに利用していた。

このため宇治市は住民から損害賠償を求める訴訟を提起され、第1審は京都地裁、第2審は大阪高裁で、いずれも宇治市は市職員による事故でなく、発注先の外部業者の責任であり、管轄外で監督不能であると主張したが敗訴した。大阪高等裁判所は宇治市の管理責任を認め、市民ひとりあたり一万円の損害請求、弁護士費用立て替えを命じた。最高裁判所までこの訴訟は上告されたが、最高裁は宇治市の上告を不受理としたため宇治市の損害賠償という大阪高裁判決が確定した。⁵⁾

(2) 大阪高裁の判例から考察される地方自治体の責務

大阪高裁の判例では、たとえ宇治市の地方公務員が直接担当した業務でなくとも、住民に信頼されて委任された地方自治体が、その業務の全部ないし一部を外部発注する場合は、外部職員、臨時職員を含めて派遣先および外部発注先の業務内容について監督指導する責任がある」とし、アウトソーシングによる外部機関の「孫発注」のような端末業務の流れまで把握する義務があり、契約上も当然管理方法および管理責任を明確にすべきであるとしている。特に「住民の基本的な個人情報のデータ管理としての打ち込み、データ修正、データ台帳野保存などの光磁気情報の管理は、情報化社会における個人情報保護法を守るべき地方自治体などの責務の基本であり、社会的責任は大きいとして高裁、最高裁ともに司法判断として京都府宇治市の情報管理の杜撰さについて告発している。

判例による司法判断では個人情報保護などのような基本的な市民の人権擁護という権利擁護については、公的機関の責任義務は大きい。公務員は憲法によって守られた個人の生活権をおびやかす、公共の福祉に違反することを嚴重にいましめ、業務の適正化の面から今後の厳しい対応が望まれる。業務展開においては外部業者の委託業務で発生した事故であっても、第一義的には地方自治体などの職員や教育機関のスタッフが日常的に管理、指導すべき責任は免れないということである。これは同法の第11条「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的を勘案し、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な処置を講ずることに努めなければならない。」および同第13条にある「地方

公共団体は、個人情報の取り扱いに関し事業者と本人との間に生まれた苦情が適切かつ迅速に処理されるように必要な処置を講じる」という公的義務の違反としてとらえている。第 22 条では「個人情報取扱事業者は、個人データの取り扱いの全部又は 1 部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られる委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」として、個人情報および個人データ、保有個人データの外部委託についての事業者の管理運営責任について責務を明確にしている点は教育機関においても十分に考慮しなければならないとしている。

(3) 最高裁差し戻しによる大阪高裁判例と生涯学習機関への示唆

この大阪高裁判決を不服として宇治市は最高裁まで上告したが、最高裁は上告不受理の判断を示したため大阪高裁判決が有効となり結審した。このため地方自治体などの公的機関が、その施設内で行われたか、あるいは施設外で行われたかの作業場所および作業内容の如何を問わず、公的機関が発注した公的業務の一環を外部機関に委託した場合でも、個人情報保護法の保護対象としての責務を負うことが確認された。特に現在外部委託業者による管理不全により流失漏えいした個人情報によって、具体的な住民による被害が報告されていなくても、将来を含む今後の危険性が予知される場合は住民に損害賠償権が認められるという点である。

この宇治市の訴訟においては、地方自治体の職員によるものでなく、外部委託業者の業務内容まで、日常的に監督指導することは不可能という論理から、地裁判決への上告を行ったため、大阪高裁は「宇治市が公共機関としての行政責任者であるにもかかわらず社会的責任の意識の希薄性」を指摘し、これが住民勝訴の大きな要因となっている。つまり外部業者の作業について日常的な監督指導が不可能ということは、作業委託した公的機関の社会的責任を免れる事由とならないということである。しかし現実問題として地方自治体など公的機関は、財政事情の逼迫から業務の一部を外部へのアウトソーシングすることは不可避な状況にある。そこでこのような個人情報の取り扱いについては、外部委託する契約時において業務内容を再チェックして委託の可否、また委託の場合は内部職員による現場チェックおよび査証を明確にしておくことが求められる。また事故発生時における相互の賠償責任を含む責任体制の明確化も課題となってくる。

4、住民基本台帳ネットワークの活用と合憲性判断の意義

(1) 訴訟の概要

平成 20 年 3 月 6 日最高裁判所は、住民基本台帳ネットワークは個人情報を保護すべき住民のプライバシー権を侵害し、憲法に違反すると大阪府の吹田市、守口市の住民が住民票コードの削除を求めた訴訟について、「住民基本台帳ネットワークは合憲である」とする初めての判断を示した。この最高裁判決により、平成 18 年 11 月大阪高裁による「住民基本台帳の個人情報については、第三者による監視機関がないことから目的外利用は違憲とする」および「住民のプライバシー情報がネットワークで誤って利用される危険性がある」としたこれまでの高裁の違憲判断は最高

裁という上級審によって否定された。これまで住民基本台帳の合憲性については、地方裁判所の判例にばらつきがあり系統性のある判断がどこにあるかが問われてきた。石川県、愛知県、千葉県の住民による住民基本台帳による個人情報の流失漏えいを危惧する訴えについては、金沢地裁は違憲と判断し、愛知地裁と千葉地裁は合憲と判決している。地域による差異は問題であるとした。最高裁は「住民基本台帳の個人情報は、社会生活を営む上で当然開示が予定されている情報であり、個人の内面性にかかわるような秘匿性の高い情報ではない」とすべて合憲であると判断した。この最高裁判例は、「個人情報保護法によるプライバシーの高い個人が秘匿すべき情報とは、どの範囲であるか」という法令解釈に、「住民基本台帳に記載される氏名、年齢、性別、住所というような基本情報は個人情報保護法が対象とする基本的人権保護のプライバシーではない」という最高裁による司法判断の基本指針を与えたものである。翌3月7日の朝日新聞は、被告とされた吹田市長、守口市長の談話を報道し、「最高裁判断を歓迎したい。これで行政は安心して個人情報を基にした住民基本台帳情報を活用した教育、福祉などの業務運用が可能になる。住民基本台帳ネットワークを図書館業務、体育館業務、医療機関業務などに導入したい。」と最高裁判決の影響を伝えている。⁶⁾

国立市、杉並区、福島県矢祭町の3つの地方自治体は住民基本台帳ネットワークから総務省からの接続勧告にかかわらず離脱したままである。国立市は「個人情報流失の危険」、杉並区は「自治体の裁量権」をあげて、これまでの地裁、高裁判決の地域による司法判断の分裂による違憲判断を期待した。しかし最高裁判例によって、住民基本台帳ネットワークが合憲という最高裁の判断が出たことにより、接続離脱は逆に上級審判断により違憲となるため、少数派である3市区町の今後のネットワーク対応は政治的に難しくなると予想される。

(2) 住民基本台帳が合憲とする最高裁判例が示唆するもの

この判例が意味する教育および福祉における個人情報保護法の解釈にあたえる全国的な影響力は大きいと考えられる。これまで本人の承諾なしに住民基本台帳などの公的情報ネットワークへの接続および情報開示について基本的に当該部署以外はできないとする一般的な法令解釈が行われてきた。しかし今回の最高裁判断により公共の福祉としての国および地方自治体の適正な業務運用のためには、法的な一定の条件を満たせば可能となるという判例解釈が行われたので、今後公的機関による公共性を考慮し接続要請や情報開示要請に、より柔軟な運用判断へと変化していくと考えられる。

生涯学習の学習者情報は広域地域の不特定多数による学習者を対象とするため、広域学習者への広報、連絡および情報ネットワークを活用した管理運営、指導者および学習者など利用者相互の連絡体制、情報ネットワークを活用した e-learning system などの事業の発展を考慮するとき、情報ネットワークによる公共的な利用を円滑にするための法的解釈として積極的な意味を持っていると評価したい。

5、今後の課題—個人情報、個人データ、保有個人データの分離

(1) 情報保護の責任対象の明確化

個人情報保護法による保護責任の義務対象は、法的には個々の教職員および関係者スタッフや生涯学習リーダーではなく、管理主体である学校および生涯学習機関の長および地方自治体などの教育委員会、組織長である校長、所長にある。教職員などのスタッフは知的業務として専門性を考慮されても、法的な業務システムでは、管理主体である所属長から業務命令による指示により遂行している位置にあると解釈される。教職員は法令による個人情報取扱業者の「従業員」であり、管理主体である学校法人や生涯学習機関の組織長には「従業員の監督責任」があると法律では規定している。⁷⁾

法律的には企業や官庁などの組織と教育機関の差異は、法令を字義通りに解釈する限りにおいては全く同様であり、命令者と業務従業者の縦型構造を同法の基底に据えていると考えられ、命令者の指示範囲内での業務遂行における権利義務関係となる。そのためスタッフによる教育指導などの創意工夫、ゆとりのある活動などの余地は法的には少ないというおそれがある。これでは自由な学問研究や、個人の思想信条、基本的人権および人間としての生活権を保障した憲法および教育基本法などの理念から豊かな教育活動が保証され難い。この矛盾を解決するためには、教職員及びスタッフが法令の目的と内容を理解して、主体的に法的コンプライアンスを進めることにより、命令指示による受け身の行動だけでなく、教職員およびスタッフ全員に法の精神を理解させ、その範囲内で専門知識や専門技能を生かして自発的に主体的に行動する積極的な意欲を持たせる必要がある。

情報セキュリティ確保に法的基盤のコンプライアンスの教育研修が必要な事由がここに求められる。

(2) 個人情報、個人データ、保有個人データの管理方法

個人情報保護法の精神を理解し法令解釈を行うための基本的な方法のひとつは、個人情報（生存する特定の個人識別）と、個人データ（電子化され検索可能な個人情報）、保有個人データ（法人管理責任として開示、訂正、削除などが可能な保有データ）を分離して考えることである。個人情報の質的差異とその対応については、当然地方公共団体の行政にも反映し、神奈川県個人情報審議会答申（平成9年9月11日）およびガイドラインにおいて、インターネット利用に関わる個人情報保護の基本的な考え方を明記して、「氏名、肖像、作品、意見、考え方、身体状況、生活に関する情報および国籍、思想、信条についての情報などに分類して、インターネット発信における基本的人権と著作権法などの保護という観点からの表現指導および情報取扱責任者による記録管理の指示を行っている。

東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日）では第5条で実施機関は、保有する個人情報、個人データを取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、知事に届けねばならないとして、保有する個人情報、個人データ等を取り扱う組織、事務所、目的、記録項目、対象者の範囲などを届け出事項とした。

文部科学省は「学校における個人情報取扱い事業者指針」（文部科学省告示 161号）で、学校における生徒等における個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報と個人データに分類して、管理責任体制と取扱いについての必要な教育研修を行うこととしている。この文部科学省の指針では、個人情報保護法第 22 条に規定する業務委託先の監督に関する事項として「1、個人データの安全管理について十分な処置を講じている委託先として選定するための基準を設けること、2、委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき処置の内容が委託契約において明確化されていること」をあげて、具体的な処置としての文書報告義務、個人データの記録過程の管理および終了後の返却確認、委託先の複製禁止、漏えい事故の場合の委託先の責任にまで言及している。個人情報と個人データ、保有個人データの分離管理は、同法の履行を円滑にするため必要な行政対応として期待される。

（３） 生涯学習情報としての保有個人データ取り扱いの重要性

生涯学習機関においても図書館などの閲覧歴などは図書館法等で慎重な対応が望まれる。教育機関における個人記録でも過去の学習歴、海外渡航歴、集会などの参加歴、議事録などは、生涯学習の指導上必要な情報として収集しても、データ保存においては分離して、担当責任者のみ閲覧できるようにするようにしたい。学校、教育機関などにおける学習指導に必要な場合を除き、外部の第三者が複合情報として連係して開示認識不可能とするように配慮すべきである。個人情報流失においては事故の重大性の判断は、情報内容が流出した際の社会的重要性の判断によることが判例研究で理解される。イベント、講演会などの参加者名簿が問題になるのは、事業内容の社会的影響度如何によるのであって、個人情報の流失よりも、情報の質的な意義の高い個人データないし保有個人データとドッキングして、特定個人対象の情報内容が推測される可能性がある場合に問題が大きくなっていくことを日常的な業務過程で認識すべきである。

ガイドライン作成においては個人情報、個人データ、保有個人データを分類して保存し、複合して連結され特定できないように秘匿性の高い記号化、暗号化などを考慮すること、管理責任者を明確にしてデータ運用については開示許諾ガイドラインを明確にすることなどが必要とされる。

教育機関や学校法人など組織におけるインターネット管理責任者は日常的に外部からのネットワーク侵入防止、個人情報の不正使用防止、アクセス制限としての ID、パスワードなどの個人認証の徹底、管理情報の無許可持ち出し禁止などが、個人情報保護法の施行によってさらに厳しい対応が求められる。技術的には本人確認のために情報アクセスには最近金融機関などに導入された生体認証の導入、重要情報については個人データ、保有個人データの暗号化、共同サーバー管理については責任主体の明確化なども必要に応じて考慮すべきであるが、法的コンプライアンスに急ぐあまり、豊かな教育活動や学術研究および思想の自由が阻害されないように運用には注意したい。生涯学習の学習団体、クラブ、サークルなどの参加者名簿については、氏名、住所、電話番号、メールなどの個人情報が記入されているため、情報収集の際には同法 18 条、23 条により開示条件などについて一括説明をして、情

報開示の必要性のある場合を想定して本人了解をとるとともに、名簿など配布資料の管理の自己責任を指示しオプトアウト（本人拒否）による名簿記載拒否者についてはその自由を保障することが必要とされる。個人情報保護法に限らず法的基盤を考えると、法令違反をおそれて管理者が過剰に防衛姿勢に陥るため、すべて秘匿しようとするとも情報の有用性を指摘する同法の目的から逸脱することになる。過剰防衛を戒めるとともに、あまりに情報管理や開示条件にルーズとなり無防衛となることは基本的人権を侵害し、個人情報保護法によって処罰されることになりかねない。組織としても個人としてもマイナス行為となる。最高裁などの司法判断の事例研究は、法律解釈のひとつの指針として今後も注目していきたい。

注

- 1) 独立行政法人国民生活センター「個人情報流失事故に関する事業者調査結果―急がれる個人情報管理体制」（2005）独立行政法人国民生活センター研究報告書，<http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20050325-1pdf>（2007、5、1）
- 2) 財団法人私立大学情報協会「情報セキュリティ研究講習会資料」2007、p 1－4
- 3) 「最高裁判決・早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件の東京高裁差し戻し」については、平成 15 年 9 月 15 日判決翌日の在京新聞、RT 社が判決文とともに各社報道しているが、法解釈の重要性を周知する機会として再評価したい。
- 4) 「早稲田大学江沢民主席講演会参加者名簿提出事件」の最高裁判所判決については、「判例タイムス 1134 号」平成 15 年 9 月 12 日発行、98 頁
- 5) 「早稲田大学江沢民後援会参加者名簿提供事件判決要旨」からの引用である。
- 6) 宇治市個人情報流失事件については、第 1 審の判決文は「京都地裁判決平成 13 年 2 月 24 日判例集」掲載、第 2 審については「大阪高裁判決平成 13 年 12 月 25 日の最高裁下級審判決情報」掲載、最高裁は宇治市の上告不受理によって下級審判決が確定した。
- 7) 住民基本台帳合憲については、最高裁判決の出た翌日平成 20 年 3 月 7 日の朝日新聞朝刊の記事参照。

参考文献

- 1) 兼子仁・蛭田政弘共著「学校の個人情報保護・情報公開」（2007）ぎょうせい出版、
- 2) 中島信一郎・青木耕一共著「企業・自治体のための個人情報流失事故対応マニュアル」（2007）ぎょうせいデジタル（株）
- 3) 中島成綜合法律事務所著「個人情報保護法の解説」（2006）一橋出版（株）
- 4) 文部科学省大臣官房「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき処置に関する指針」（2007）